

令和7年度

宮城県産清酒生産基盤強化支援事業費補助金

補助事業マニュアル

宮城県農政部食産業振興課

【問い合わせ・提出先】

住 所：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

担 当：食ビジネス支援班

電 話：022-211-2812

E-mail：s-business@pref.miyagi.lg.jp

1 事業申請における留意事項

(1) 補助対象事業者

以下の条件を全て満たす県内の清酒製造業者が対象となります。

①酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第1項第7号及び第7条第1項で規定する清酒の製造免許を有すること。

②県内に主たる事業所を有すること。

※清酒の定義について（酒税法第3条第1項第7号）

清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十二度未満のものをいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの

ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの

ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

(2) 交付対象

補助対象事業者が清酒の製造に利用するために購入した原料米のうち下記の①～③の条件を全て満たすものが交付対象となります。

①令和7年産の宮城県産原料米であること。

②酒造好適米及び主食用米であること。

③令和7年9月1日から令和8年2月28日までの期間内に納品が完了され、かつ、購入代金の支払いを完了したもの

・購入実績を証明する書類で上記全ての条件を満たすことが確認できない場合や補助対象事業者が原料米の代金を支払ったことが確認できない場合は、交付対象となりません。

・交付対象となる宮城県産原料米に加工用米は含まれません。

・購入数量の単位は、俵（60kg）とし、kg 単位で購入した原料米については 60 で割り戻し、小数第2位を切り上げて記載してください。

【計算例】

ササニシキを 50 kg 購入した場合

50kg ÷ 60 = 0.833 · · 小数第2位を切り上げのため、ササニシキの購入数量は 0.9 俵とみなす。

(3) 補助額

補助対象事業者に交付する補助金の額は、購入した令和7年産県産原料米の合計数量に別表1に掲げる交付単価を乗じた金額（合計数量×交付単価）とします。

・県全体で予算を上回る補助交付申請があった場合は、交付単価を減じて額を調整する場合があります。

- ・交付される補助金の額は千円単位となります。合計額の算出において発生した千円未満の端数は、切り捨てとします。

【計算例】

蔵の華を 503 倣、ササニシキを合計で 820 倣、ひとめぼれを合計で 702 倣購入した場合、

$$(6,600 \text{ 円} \times 503 \text{ 倣}) + (5,450 \text{ 円} \times 820 \text{ 倣}) + (5,200 \text{ 円} \times 702 \text{ 倣})$$

$$= 3,319,800 \text{ 円} + 4,469,000 \text{ 円} + 3,650,400 \text{ 円}$$

$$= 11,439,200 \text{ 円}$$

合計額の算出において発生した千円未満の端数は、切り捨てになるため、補助金の額は 11,439 千円

別表1 対象となる県産原料米（酒造好適米、主食用米）の品種・1 倣当たり交付単価

県産原料米の種類	品種	1 倣当たり交付単価
酒造好適米	吟のいろは、蔵の華、ひより、美山錦、山田錦	6,600 円
	トヨニシキ	6,450 円
	ササニシキ	5,450 円
主食用米	愛国、あきたこまち、いのちの壱、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、つきあかり、つくば S D 1 号、つや姫、東北 194 号、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしづく、ゆきむすび、ゆみあずさ	5,200 円

（6）留意事項

- ・補助対象経費と他の経費との区別ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等による内訳の確認ができない場合等）は対象外とします。
- ・補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を令和8年度からの5年間（令和12年度まで）、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

- ・以下のいずれかに該当する場合、交付を受けた補助金の額を返還する必要があります。

内 容	返還額
提出した書類に偽りその他悪質な不正があった場合	補助金交付額の全額
原料米が本事業における目的とは異なる用途に利用されていたことが明らかとなった場合	当該数量に係る補助金相当額
補助金の交付決定を取り消された場合	補助金交付額の全額
上記のほか、知事が交付した補助金を返還させることが適當と認める場合	知事がその都度定める額

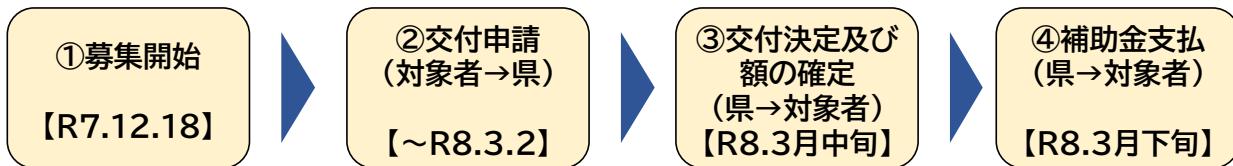
2 事業の流れ

(1) 補助金支払までの流れ

①申請書類を受付後、県で内容を審査し、県から補助金の額を通知いたします。

(必要に応じて、ヒアリング等を実施する場合があります。)

②指定された口座に県から補助金をお支払いします。



(2) 申請期間

令和7年12月18日（木）から令和8年3月2日（月）まで（当日午後5時必着）

3 提出する書類

(1) 交付申請書類について

下記①～⑩を作成・添付の上、**令和8年3月2日**までに提出願います。

<input type="checkbox"/> ① 補助金交付申請書	要綱別記様式第1号【押印不要、データ提出可】
<input type="checkbox"/> ② 補助事業実績報告書	要綱別記様式第1号－別紙1【データ提出可】
<input type="checkbox"/> ③ 事業費支出明細書	要綱別記様式第1号－別紙2【データ提出可】
<input type="checkbox"/> ④ 補助事業用帳簿	要綱別記様式第1号－別紙3【データ提出可】
<input type="checkbox"/> ⑤ 令和7年産県産原料米の購入 実績の証拠書類	納品書、請求書、領収書等 【データ提出可】
<input type="checkbox"/> ⑥ 暴力団排除に関する誓約書 及び役員名簿	要綱別記様式第1号－別紙4 記名し、代表者印を押印の上、提出 役員の氏名は、登記事項証明書と一致させること。【原本を提出】
<input type="checkbox"/> ⑦ 直近3期分の決算報告書の 写し	3期分の貸借対照表及び損益計算書 【データ提出可】
<input type="checkbox"/> ⑧ 登記事項証明書	3か月以内に法務局で発行のもの 全部事項及び現在事項の記載のあるもの 【原本を提出】
<input type="checkbox"/> ⑨ 納税証明書（全ての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること 【原本を提出】
<input type="checkbox"/> ⑩ 債権者登録票	【データ提出可】

(2) 令和7年産県産原料米の購入実績を証明する書類について

○補助金は、補助金交付申請書とともに、以下の支出の証拠書類等を提出いただき、目的に沿って支出されているか確認した後に支払いを行います。

【必要な証拠書類等】

- ① **補助事業用帳簿（要綱別記様式第1号—別紙3）**
- ② **納品証拠書類（納品書等）**
- ③ **請求証拠書類（請求書等）**
- ④ **支出証拠書類（支払い方法によって以下のとおり異なります。）**

支払方法	必要な書類
銀行振込	① 日付、商品名、支払金額が分かる領収書又は銀行の利用明細書等 ② 振込口座情報（口座番号と会社名）が分かる通帳の写しや当座勘定照合表の写し
現金・電子マネー	日付、商品名、支払金額が分かる領収書又はレシート
クレジットカード	①カード会社発行の利用代金明細書 ②決済口座の該当箇所の写し 等 ※引落し日が令和8年2月28日までであること。
酒造組合への支払	① 補助対象事業者から宮城県酒造組合に前金を支払った証拠書類 【事業者→組合】 <ul style="list-style-type: none">・銀行の利用明細書等（日付と支払金額が分かるもの）・振込口座情報（口座番号と会社名）が分かる通帳の写しや当座勘定照合表の写し ② 宮城県酒造組合が原料米購入をした証拠書類 【組合→原料米購入先（JA全農みやぎ等）】 <ul style="list-style-type: none">・銀行の利用明細書等（日付と支払金額が分かるもの）・購入内容について確認できる書類 (産年・銘柄・俵数)と会社名が分かるもの・組合の通帳の写し（口座番号と組合名が記載されているもの）

(3) 証拠書類の確認事項について

①補助事業用帳簿（要綱別記様式第1号—別紙3）

- ・支出内容を確認する上で、中心となる重要な書類です。
- ・経費支出の証拠書類（領収書等）ごとに記入してください。
- ・補助事業用帳簿（要綱別記様式第1号—別紙3）の「支出No」が、どの「証拠書類（領収書等）」に対応するか分かるように、各証拠書類にそれぞれ「支出No」を付けてください。
- ・補助事業用帳簿（要綱別記様式第1号—別紙3）の支払月日には、実際に支出が完了した日付（クレジットカード等の場合には引落日）を記載してください。

※宮城県酒造組合を通じて原料米を購入した場合の支払月日は、組合からJA全農みやぎ等に代金を支払った日となります。

別記様式第1号—別紙3

補助事業用帳簿(トヨニシキ)

支出No	支払月日	品種	購入数量 (俵)	支払額 (円)	支払先	支払方法
例	R7.10.20	トヨニシキ	1,000	13,200,000	○○農業協同組合	銀行振込
B-1	R8.2.2	トヨニシキ	150	4,500,000	●●商事	銀行振込
B-2						
B-3						
B-4						
B-5						
B-6						
B-7						
B-8						
B-9						
B-10						
合 計			150			

※「主食用米」とは「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知）において宮城県の水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（必須銘柄、選択銘柄）産地品種銘柄に指定されている品種及び「爱国」とし、別表2のとおりとする。

別記様式第1号—別紙3

補助事業用帳簿(その他主食用米)

支出No	支払月日	品種	購入数量 (俵)	支払額 (円)	支払先	支払方法
例	R7.10.20	ひとめぼれ	1,000	13,200,000	○○農業協同組合	銀行振込
D-1	R8.2.2	ひとめぼれ	100	3,100,000	●●商事	銀行振込
D-2						
D-3						
D-4						
D-5						
D-6						
D-7						
D-8						
D-9						
D-10						
合 計			100			

※「主食用米」とは「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知）において宮城県の水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（必須銘柄、選択銘柄）産地品種銘柄に指定されている品種及び「爱国」とし、別表2のとおりとする。

※補助事業用帳簿（要綱別記様式第1号—別紙3）は、購入した原料米の種類に応じ、酒造好適米、トヨニシキ、ササニシキ、その他主食用米の4種類の帳簿を作成してください。

②納品書

確認事項

- ①納品日が対象期間内（令和7年9月1日から令和8年2月28日まで）であること。
 - ②右上に補助事業用帳簿（要綱別記様式第1号—別紙3）の「支出No」を記入すること。
 - ③補助対象事業者に納品されたことが確認できること。
 - ④産年・銘柄・数量（玄米時）が他の証拠書類と一致すること。
- ※納品時の数量が精米時ののみの記載であった場合、精米前の玄米数量が記載されている精米所からの出荷案内等を補足資料として添付してください。

②

B-1
D-1

〒〇〇一〇〇

納品書

宮城県〇〇市

③ 宮城酒造 様

① 2026年1月25日

〒〇〇一〇〇

宮城県△△市

●●精米

下記のとおり納品申し上げます。

日付	商品名	数量	単位	単価	金額
④	令和7年産 宮城ひとめぼれ80%精米 (玄米100俵)	80	俵	30,000	2,400,000
	令和7年産 宮城トヨニシキ50%精米 (玄米150俵)	75	俵	30,000	2,250,000
	伝票計				4,650,000

③請求書

確認事項

- ①請求日が事業期間内（令和7年9月1日から令和8年2月28日まで）であること。
- ②補助対象事業者への請求であることが確認できること。
- ③右上に補助事業用帳簿（要綱別記様式第1号—別紙3）の「支出No」を記入すること。
- ④原料米の産年・産地・品種が明記されており、補助対象であること。
- ⑤産年・銘柄・数量が他の証拠書類と一致すること。

③

B-1
D-1

〒〇〇一〇〇

請求明細書

宮城県〇〇市

② 宮城酒造 様

① 2026年1月30日

〒〇〇一〇〇

宮城県△△市

●●商事

日付	④ ⑤ 商品名	数量	単位	単価	金額
2026/1/7	令和7年産 宮城ひとめぼれ	100	俵	31,000	3,100,000
2026/1/15	令和7年産 宮城トヨニシキ	150	俵	30,000	4,500,000
2026/1/20	令和7年産 加工米	200	俵	22,000	4,400,000
	伝票計				12,000,000

③支出証拠書類（銀行の利用明細書）

確認事項

- ①支払日が事業期間内（令和7年9月1日から令和8年2月28日まで）であること。
 - ②右上に補助事業用帳簿（別記様式第1号—別紙3）の「支出No」を記入すること。
 - ③補助事業者の支払口座情報、支払金額が明記されていること。
- ※添付資料として、振込口座情報（口座番号と会社名）が分かる通帳の写しや当座勘定照合表を提出すること。
- ④支払金額、支払先が他の証拠書類と一致すること。
- ※支払内容に補助対象外の支出が含まれる場合はその内訳が分かる添付資料が必要となります。
- ※宮城県酒造組合を通じた酒米購入の場合は、前金を組合に支払い、それによって組合がJA全農みやぎ等に支払ったことを証明するために、①【事業者→組合】、②【組合→原料米購入先】の2種類の利用明細書と振込口座情報（口座番号と会社名）が分かる添付資料が必要となります。

○○銀行Webサービス

②

B-1
D-1

実行結果 <振込振替>

処理日時 2026年2月2日

■取引情報

受付番号	○○
取引種別	振込振替
日付	① 2026年2月2日
取引名	2月2日取引

■振込元情報

支払口座	③ ○○支店 普通	●●●
------	-----------	-----

■振込先口座

受取人番号	●●
振込先金融機関	○○支店 当座 ●●●
振込先口座	○○○○
受取人名	④ ●●商事

■振込金額

入金金額	④ 12,000,000
手数料後払	500
引落合計金額	12,000,000

振込依頼を受け付けました。振込依頼は2月2日扱いです。